

保護者の皆様へ《就学援助費制度》

玉名市教育委員会

玉名市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、次のような制度を設けておりますのでお知らせします。

◆ 就学援助費制度について

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用について支給するものです。内容は、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費などです。

◆ 申請できる保護者について

申 請 理 由	添 付 書 類
1 生活保護の停止・廃止を受けている	—
2-1 市民税の非課税世帯	●家族全員の市県民税所得課税証明書
2-2 市民税の減免又は個人事業税・固定資産税の減免を受けており、かつ他の世帯員に収入がない世帯	●減免決定通知書の写し ●家族全員の市県民税所得課税証明書
3 国民年金保険料の減免を受けている世帯	●承認通知書の写し ●家族全員の市県民税所得課税証明書
4 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯	●承認通知書の写し ●家族全員の市県民税所得課税証明書
5 児童扶養手当の支給を受けている世帯	●児童扶養手当証の写し ●家族全員の市県民税所得課税証明書
6 生活福祉資金による貸付けを受けており、かつ他の世帯員に収入がない世帯	●貸付証明書の写し ●家族全員の市県民税所得課税証明書
7 その他（特別な事情により経済的に困窮している）	●家族全員の市県民税所得課税証明書

◆ 申請書の提出について

就学援助費の受給を希望される方は、各小・中学校に備え付けの申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。小学新1年生については、入学後に受け付けます。（ただし、小学校に兄弟がいる場合は、小学新1年生を含めて今回申請してください。）

なお、これまで受給されていて引き続き希望される方も、新たに申請書を提出してください。

※申請に当たっては、上表の右欄に掲げる添付書類及び通帳の見返し部分の写しを添付してください。また、申請者及び申請者と生計を一にする者が次の各種年金、手当等を受給されている場合は、受給金額の分かる書類の写しを提出してください。

- 各種遺族年金 ●寡婦年金 ●障害者年金 ●特別児童扶養手当 ●特別障害者手当
- 障害児福祉手当 ●児童扶養手当 ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金
- 雇用保険の失業給付金 ●休業手当金 ●労災保険関係の給付金及び年金

◆ **小学新1年生は入学予定校、中学新1年生は在籍小学校**

◆ 就学援助費の受給者の認定について

上記申請理由に基づく審査により認定の適否が決定されます。特に申請理由7につきましては、国の基準に基づく収入額の算定及び需要額の測定方法で審査を行います。認定結果については、新年度に入ってから学校を通じて通知します。

◆ 就学援助費の支給について

就学援助費は、原則として口座振込により支給します。ただし、学用品費等の未納がある場合は、学校を通じた手渡し払いとなる場合があります。

支給時期は、6月、9月及び3月（6月は、4月1日付け認定の新1年生のみ）です。

◆ 学校給食費について

令和4年度からの学校給食費公会計化に伴い、給食費（実食分）は、就学援助費から自動的に市に納付されることとなります。したがって、学校給食費分は保護者の口座には振り込まれません。また、保護者が毎月用立てる必要ありません。ただし、学校給食費公会計化に伴う口座の登録は、就学援助対象者であっても必要ですので、ご注意ください。

◆ 問い合わせ先

各学校（Tel 〇〇〇〇〇〇）又は玉名市教育委員会教育総務課（Tel75-1133）へお尋ねください。